

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 9 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22441

研究課題名(和文)日本近代都市の中小神社と地域社会に関する研究

研究課題名(英文) Research on small and medium-sized shrines and local communities in modern Japanese cities

研究代表者

小南 弘季(KOMINAMI, Hiroki)

東京大学・生産技術研究所・助教

研究者番号：90881582

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：明治維新以降における神社境内のもっとも大きな変化は、地券発行に伴う地種区別と上地であったが、数例の複雑な土地所有、借用関係にあったものを除いて東京の神社境内における上地は順調に進んだ。「祭典法用に必需の場所」という観点において、とくに重要といえるのが社務所に関する変化であった。東京における半数の神社では従来の神主神職と異なる人物が神官として補任されていたが、自宅から通勤していた一部の神官を除いて、多くは勤務先の神社の社務所に居住していた。神社と神官が分離されたものの社務所という枠組みが残されたために執務空間と居住空間の分離には至らず、神社境内において神官の居住空間が確保され続けたのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

明治初頭の東京を対象に、古来都市に数多く存在してきた中小規模かつ地域的な神社＝地域神社に関する空間の歴史的ありようを考察してきた。地域神社を核に形成されてきた都市内の地域共同体の持続と変容の実態の一部を明らかにすることができ、日本における都市空間の近代化について理解を深めることができた。

研究成果の概要(英文)：The most significant change in shrine precincts after the Meiji Restoration was the distinction of land types and land use in accordance with the issuance of land tickets, and with the exception of a few cases of complicated land ownership and leasing relationships, land use within shrine precincts in Tokyo proceeded smoothly. The most important change in terms of "place needed for rituals" was the change in shrine offices. In half of the shrines in Tokyo, a person different from the traditional Shinto priest was appointed as a priest, but with the exception of a few priests who commuted from home, most of them lived in the shrine office of the shrine where they worked. Although shrines and priests were separated, the framework of the shrine office remained, so that the office space was not separated from the living space, and the priests continued to have their living space within the shrine premises.

研究分野：建築意匠・歴史

キーワード：地域神社 地域社会 国家神道 氏子 氏子域 境内 境内借地

1. 研究開始当初の背景

(1) 明治初頭の神社境内に関する法制度の改正は、前近代における封建的領土の否定と近代的な土地所有制度に基づく地種区別の徹底であり、これにより神社境内はほかの土地と同様の仕方では区分された国家による管理対象へと転換されたと考えられる。

(2) 近代の神社境内については、都市公園の成立に深く関係する問題として造園史分野において早くより研究が進められてきた。社寺を中心とした近世以来の景勝地が公園地として選ばれたが、公園には「都市の肺臓」としての機能が期待されるとともに、古社寺など名勝の保存という側面においても重要な意義を見出されていた。一方で中嶋節子は、都市史的観点から明治中期以降「神苑」として整備される神社境内に着目し、「神苑」創出の背景にある国民の教化や統制、ナショナリズムの高揚による郷土風景の保存、参拝者の観賞や逍遙、都市公園としての存在価値の確認など、市民生活のなかで神社の存在が大きくなっていったことを指摘している。

(3) また近年、明治神宮の造営をめぐる都市の環境形成を分野横断的に再検討することを主眼とした研究グループが立ち上げられ、明治神宮の境内である内苑 外苑に関する議論を軸に、神道史、建築史、都市史、造園史、地域社会史それぞれの立場から切り込んだ新たな視点や方法論が加えられていった。なかでも河村忠伸は制度史的視点より近代の神社境内を規定する制度の成立過程を詳細に検討し、境内地の法制上における定義を明確化している。河村による制度史研究は、公園地や神社林、神体山など、従来の神社境内が近代以降法制度によって区分されていく過程をとくに近代神社の「営造物法人」としての性格に重点を置いて精査するものである。

(4) 明治初頭における神社境内の法制的性格の転換は神社の経営存続や祭祀形態に多くの影響を与えるものであったが、とりわけ明治維新における土地改革の一環として研究されてきたのが社寺領処分であった。とくに、社寺境内の処分は地租改正時における地種の制定と連動したものであるという丹羽邦男の問題提起を継承する形で進められてきた滝島功の研究は、東京における社寺地処分の実態を詳らかにするものであり、明治維新以降において刷新された神社境内の存立論理を理解するうえで極めて重要な成果である。

2. 研究の目的

(1) 上記の研究成果によって、近代の神社境内に関する研究が格段に深化したということができるが、一方においては、明治神宮を始めとする国家規模の神社や明治政府に關与する祭礼、あるいは地域規模の神社であっても有力な古社であったりするように、固有な特徴を有する神社が研究対象として選択されているともいえ、近代化という方向性のなかで神社境内の変容が捉えられているのではないだろうか。それに対して本論が目指すのは、都市において遍く存在していた中小規模の神社境内が明治維新における神社改正のなかでいかなる変容を遂げたのかということ、出来る限り普遍的なレベルにおいて明らかにすることである。

(2) また、滝島が主眼とするのは土地制度をめぐる政府内部の動向と制度構築過程の解明であり、その上に実在していた空間の質や人びとの営みについては触れていない。社寺境内は明治初頭において制度的断絶を経るが、それが空間の質や人びとの営みを即座に変化せしめたのではなく、その多くが継承している可能性もある。本研究では、近世の寺社境内における空間利用をも参照することで、神社境内の近代化に対する理解を深める。

(3) 本研究は、明治初頭に進められた神社境内の近代化とその実態を法制度の段階的な構築と実際の適用状況から分析するものである。とりわけ本論では新政府の所在地であるがゆえに当時の神社行政と強い連帯をもち、他の都市の試験体として率先的に制度が施行されていた東京府下の神社を対象に、境内外の区別と上地、境内を占める建築物の変容に着目することで、上記の分析を試みる。

3. 研究の方法

(1) 上記を実現するために用いるのが東京都公文書館に所蔵されている神社明細帳や境内の借地に関する行政書類である。これらの史料から抽出可能な事実を群として分析することによって、東京全体における神社境内の実態を包括的に把握し、個別具体的な事例における問題の所在を明らかにした。最初に、明治初頭において構築された神社境内に関する法制度を先行研究によりながら確認し、近代の神社境内が有する法制的性格を把握するとともに、実際の東京における神社境内が右の制度によっていかなる変容をとげ、制度上に当てはめられていったのかを、特に境内の土地に関して検証する。次に、明治維新以降、神社境内の基本的な性格として設定された「祭典法用に必需の場所」という制度上の言文を切り口に、境内空間の機能的変容を境内の建築物にみられる変化に注目することによって検証した。さらに、借地に関する制度を確認したうえで、境内借地管理史料の分析を通して、明治初頭の東京府下における借地実態を把握するとともに、借地をめぐる行政と神社の管理構造を公園地との比較を通して明らかにした。最後に、前節までの議論を踏まえたうえで、明治初頭の神社境内における空間実態と社会構造をいくつかの神社について考察する。特に境内絵図と図面を用いた近世の神社境内との比較を通して、境内空間の継続性と断絶性についての評価を行った。

4. 研究成果

(1) 神社境内の大きな変化としてまず挙げられるのは、地券発行に伴う地種区別と上地であった。今回対象とした東京の都市内に鎮座する神社のうち従来社領を有していたものは数社に限られており、また中規模の神社境内には門前町屋が形成されていたものの、範囲が明確なそれらの区別は容易であり、数例の複雑な土地所有、借用関係にあったものを除いて東京の神社境内における上地は比較的容易に進んだといえる。また、「祭典法用に必需の場所」という観点から新たな境内空間における様々な変化をみてきたが、なかでも重要といえるのが社務所に関する変化であった。東京における半数の神社では従来の神主神職と異なる人物が神官として補任されていたが、自宅から通勤していた一部の神官を除いて、多くは勤務先の神社の社務所に居住していた。神社と神官が分離されたものの社務所という枠組みが残されたために執務空間と居住空間の分離には至らず、それゆえに神社境内において神官の居住空間が確保され続けたのである。

(2) 上地よりも問題となったのは近世以来の境内における借地行為であった。当時多くの神社境内において借地が行われていたが、制度による借地用途の制限はあったものの、借地営業自体は境内における余地の空間としての利用可能性を近世から継受したものであったのである。

(3) 小規模な社祠を除いて、神社の境内は多分に余地を有するものであった。それは町屋と武家屋敷が密実に建ち並ぶ都市空間において道路や広小路、河岸や橋詰などにならぶ空隙、いわば都市の「空地」であったといえるだろう。そうした神社境内の空間的余裕が移行期における都市の変動を吸収することを可能にしたのではないかと考えられる。「国家ノ宗祀」としての設備面を整えていく一方で、休息所という名目において商行為を認めていたこと、あるいは居住利用を認めていたことも境内の「空地」としての性質が許容したものであると考えることができるだろう。以上は境内借地についてだけでなく、小社の他社への末社化にも関わる問題である。一つの神社境内は一つの神社だけではなく他所より遷座されてきた複数の神社や神祠によって構成されており、各々に信仰者がいる。そしてそれらとは違う位相において借地人やあるいは祭礼時における露店商がいるということを境内空間の本質的な特徴として捉え直す必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 KOMINAMI Hiroki	4. 巻 85
2. 論文標題 LOGIC OF PERMANENCE IN SHRINE DISPOSAL IN TOKYO DURING THE EARLY MEIJI PERIOD	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ)	6. 最初と最後の頁 2829 ~ 2837
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.85.2829	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 KOMINAMI Hiroki	4. 巻 88
2. 論文標題 「祭典法用に必需の場所」としての神社境内	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ)	6. 最初と最後の頁 1867 ~ 1872
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.88.1867	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------